

令和6年第1回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日（木）
午後2時00分から午後2時50分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター2階 技術研修室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（18人）

会 長	1 番	葉山	諭						
会長代理	2 番	水嶋	政明						
委 員	3 番	山田	康弘	4 番	中尾	正則	5 番	大串	英明
	6 番	坂口	初男	7 番	河本	光晴	8 番	梅山	清春
	9 番	相川	浩一	10 番	葉山	静子	11 番	本山	光幸
	13 番	谷脇	文弘	14 番	山口用一郎		15 番	柿田	敏彦
	16 番	前田	明代	17 番	中村	和也	18 番	松崎	常俊
	19 番	林	辰造						
5. 欠席委員（1人）
12 番 安藤 卓巳
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第3号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地改良届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 唯
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第1回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、19 番：林委員、2 番：水嶋委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号について説明します。資料 1 頁の議案書をご覧ください。物件の所在は、西海町黒口郷字野田で、畑 1 筆 498 m²の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般個人住宅の建築」です。事由の詳細は、譲り受け人は、現在市営住宅住まいですが、手狭となったため、許可があり次第、自宅を建築するもの、となっています。権利内容は「所有権移転・売買」です。2 頁は、申請地の位置図、3 頁は字図です。資料で、黄色く塗られたところが今回の申請地です。場所は、西海総合支所から黒口方面に 400m ほど行ったところです。今回この申請地の選定にあたっては、住宅メーカーの案内により、大島町内の夕映え台団地や西海町木場郷の山林を見て回ったが、団地は土地が狭く、山林は造成に費用が掛かるため断念していたところ、親戚より、面積・場所・土地代金等の問題がない、今の住まい近くの土地を分けてもらえるようになったため、今回の場所を選定した、ということです。添付資料は、2 頁から 10 頁までで、2 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁に現況写真、6 頁に航空写真、7 頁に被害防除計画書、8 頁に平面配置図、9 頁に平面図、10 頁に立面図を添付しています。
7 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、防護柵を設ける。雨水は、8 頁の平面配置図を参考にしてください。汚水等水色で示された部分の外側に点線がありますが、これが雨水の流れで、最終的に道路の側溝に放流するようになっています。また、汚水・生活雑排水の流れは、水色で示していますが、合併浄化槽にて処理し、最終的には、道路側溝に放流するようになっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための理由として、隣接する農地は申

請地より高いところに位置し、樹木（防風林）で仕切られているため、営農条件に支障は生じさせない、とのことでした。6 頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はありますが、山林等で区切られた、第 2 種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 1 号の 1 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。1 月 22 日に、私と譲り渡し人と、譲り受け人は仕事の都合で来られませんでしたが行行政書士と地元推進委員と 4 人で現地を検討いたしました。見てのとおり、申請地は道路沿いにありまして、5 頁写真の左端にフェンスがありますように、擁壁が設けられており、フェンスもしっかりしたものが付いておりますので、宅地に変更するには問題ないと思います。また隣の畑とも十分な距離がありまして、この写真の裏手がちょっと高くなっていますが、そこも、今後伐採してきれいにするということでしたので、何も問題ないと判断いたしました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 1 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 2 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の 11 頁をお開きください議案第 2 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 11 頁から 17 頁までです。12 頁は、今回の要請分の集計表とな

ります。今回の受け手は4人で、合計15筆、面積27,211 m²を借り入れるものです。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、13頁の議案書を参照ください。一番右の備考欄にAtoAと記載してあるのは、出し手と受け手が同一の人物となっているものです。受け手4人の経営状況については、14頁以降に資料を添付しており、作付け予定の作目等を手書きで記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは1番及び2番から4番の補足説明を、13番委員にお願いします。

13番 13番委員です。1月20日に、1番の受け手と圃場に行き、話をし
てまいりました。現在、すでに牛が放牧されていました。それと放牧
をしながら、牧草についても、牛の入れ替えと並行して種を蒔いて変
えていくそうです。それと、申請地は先月の案件の1か所と隣接して
いて、同じような状況で何の問題もないと思いますので、よろしくお
願いします。

また、2番から4番については、1月21日に、電話で受け手に聞き
取りをしました。この圃場は再設定ということで、前々から耕作して
おりますので、何の問題もないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、5番から7番の補足説明を7番委員にお願いします。

7 番 7番委員です。1月22日に、6番委員と地元推進委員、及び受け手
本人立会いのもと、現地の確認をいたしました。5番6番7番の3筆
ですが、5番6番の申請地は、水稻栽培がされていることを確認いた
しました。7番につきましては、16頁に記載のとおり、イチゴの苗床
をベンチ（高床）でされていることを確認いたしました。再設定とい
うことでありますが、受け手は、相当な意欲をもって耕作をされてい
ました。以上、報告いたします。

議 長 続きまして、8番から15番の補足説明を19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。1月20日に、受け手の圃場を地元推進委員2名と
ともに伺いしまして、1時間ほど話をしまいりました。出し手と
借り手が一緒のAtoA方式で、ミニトマトですが、今現在ハウスと、露
地を少しやっておられました。出し手夫婦と息子さん夫婦、それに年
間通じて1名のパートさんを雇っておられるそうです。圃場を見させ

てもらいましたが、全部耕作しておられました。普通畑は春作に向けて準備中でしたが、ハウスの中のミニトマトは収穫の段階でした。よって何ら問題ないと思って見てきました。

議 長 ただ今、議案第 2 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 2 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 3 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分について説明いたします。資料は、18 頁から 27 頁までです。今回は、12 月 15 日から 1 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。今回、審議していただく非農地同意の対象地は、

1 番 西彼町 1 件・1 筆（資料は、18・19・20・23 頁）
2～18 番 大瀬戸町 4 件・17 筆（資料は 18・19・21・22・24～27 頁）
合計 15 件・18 筆 8,927.00 m² です。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 3 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 それでは、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 3 号の同意書分 1 番から 18 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 引き続き、報告事項について説明を行います。資料は、28 頁をお願いします。報告事項、農地改良届の説明をします。物件は、西彼町鳥加郷字坊崎の田 2 筆、合計 3,699 m²です。今回の申請地は、昨年 7 月に農地法第 3 条許可申請があり、総会にて承認し、許可したものであります。

理由は、右側下段に記載のとおり、田畑転換のため、田を嵩上げし農地を埋め立て、露地野菜を作付けするもの、となっています。また、埋め立ては、基礎部分を 1.2m、表土部分を 0.3m 嵩上げし、それぞれ砂質土、赤土を西彼町内より採取して、直営で施工するものとしています。工事期間は令和 6 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までとしています。添付資料は、29 頁の位置図、30 頁付近近況図、31 頁字図、32・33 頁現況写真、34 頁が航空写真、35 頁が被害防除計画書、36・37 頁が横断・縦断図となっております。

35 頁に戻り被害防除計画書の内容ですが、盛土は 1.5m で法面保護を行う。排水は水路放流並びに自然流下する。周辺農地は 1 ヶ所あるが、耕作道があるため、被害が発生する恐れはないとなっています。排水に関して暗渠から水路へ放流するという事でしたので、暗渠の位置を明示した図面を求めていましたが、まだ来ていません。はっきりした位置は確認できていませんが、間違いなく用地の西側にあるという事でしたので、問題ないと判断し、届を受理しました。事務局の説明は以上です。

議 長 3 番委員、暗渠に関して何か分かりませんか。

3 番 3 番委員です。昨年 8 月に申請があった案件だと記憶していますが、当時地元推進委員と一緒に現地調査を行った際には、34 頁の航空写真で 2 番の市道側に暗渠があったと記憶しています。また、全面にガマが生い茂る湿地となっていますので、将来的に泥を入れたいという話もされていました。

議 長 3 番委員の報告と事務局の説明内容は一致しているようですので、問題ないようです。他にご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、次回の総会日程を決定したいと思います。

次回の総会は

日時 令和 6 年 2 月 26 日(月) 午後 2 時 00 分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 2 階 第 1 会議室

代 理 これをもちまして令和 6 年西海市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 1 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人